

# 新宿区教育委員会会議録

## 令和7年第7回定例会

令和7年7月4日

新宿区教育委員会

令和7年第7回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和7年7月4日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時45分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	年 綱 和 代
委 員	鴨 川 明 子	委 員	的 場 美 規 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
教 育 調 整 課 長	徳 永 創	教 育 指 導 課 長	坂 元 竜 二
主 任 指 導 主 事	北 中 啓 勝	統 括 指 導 主 事	池 田 知
教 育 支 援 課 長	菊 地 ゆ み	統 括 指 導 主 事	辻 慎 二
学 校 運 営 課 長	高 橋 和 孝		

書記

教 育 調 整 課 主 査	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	---------	---------------	---------

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 第39号議案 新宿区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則
- 日程第2 第40号議案 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 第41号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 第42号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第5 第43号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第6 第44号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

### 報告

- 1 令和7年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 小学校特別支援教室「まなびの教室」拠点校及び巡回校の再編について（教育支援課長）
- 3 新宿区立図書館における区民優先サービスの導入（変更）について（中央図書館長）
- 4 その他

---

◎ 開 会

○教育長 それでは、ただいまから令和7年新宿区教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の会議は、全員出席でございますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、年綱委員にお願いいたします。

○年綱委員 かしこまりました。

---

◎ 第39号議案 新宿区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

◎ 第40号議案 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第41号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第42号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第43号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第44号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第39号議案 新宿区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則」、「日程第2 第40号議案 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第41号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第42号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第43号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第6 第44号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本日の進行につきましては、日程第1 第39号議案から日程第6 第44号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

なお、この後の説明及び答弁については着座にてお願いいたします。

それでは、第39号議案から第44号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、まず第39号議案について始めさせていただきたいと存じます。

「第39号議案 新宿区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、ペーパーレス化の推進に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について御説明いたします。

ペーパーレス化の推進に伴い、緊急又は常例の事案における審査会の開催を代替する手続について、ペーパーレス化の観点から「書面の持回り」を「起案文書の回付」に改めます。これにより、電子起案文書の回付をもって審査会の開催を代替することを可能とするものでございます。

それでは、第39号議案を御覧いただきまして、2枚おめくりください。新旧対照表がございます。

運営について規定している第9条におきまして、緊急又は常例の事案について、書面の持回りをもって審査会に代えることができるとしていたところを、起案文書の回付に改めるものです。

附則ですが、この規則は公布の日から施行いたします。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第39号議案の提案理由でございます。

ペーパーレス化の推進に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第40号議案 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、新宿区情報公開条例の規定による公文書の写しの交付について、所要の改正を行うものです。

改正内容について御説明いたします。

公文書の写しの公開の実施方法について、文書又は図画をスキャナにより読み取り作成した電磁的記録を複写した光ディスクの交付を行うことができる旨を規定し、これに伴い、別表について整備を行うものでございます。

それでは、第40号議案を御覧いただけますでしょうか。3枚おめくりいただきまして、新

旧対照表がございます。

公開の実施について規定しております第8条の第2項を御覧ください。現行、電磁的記録については、光ディスクに複写したものの交付により公開することができることとしておりますが、文書又は図画におきましても、スキャナにより読み取った電磁的記録を複写した光ディスクの交付により、公開をすることができることといたします。

また、1枚おめくりいただきまして、別表についても今回の改正に伴い整備を行っております。

附則ですが、この規則は令和7年10月1日から施行いたします。

また、経過措置といたしまして、この規則による改正後の第8条第2項の規定は、この規則の施行日以後に行われた教育委員会に対して行われる公開請求について適用し、同日前に行われた当該公開請求については、なお従前の例による旨を規定してございます。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第40号議案の提案理由でございます。

新宿区情報公開条例の規定による公文書の写しの交付について、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第41号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」について、御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の規定による保有個人情報の写しの交付等について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容について御説明いたします。

主な改正点は2点ございます。1点目は、保有個人情報の写しの開示の方法について、文書又は図画をスキャナにより読み取り作成した電磁的記録を複写した光ディスクの交付により行うことができる旨を規定するものでございます。

2点目は、保有個人情報開示請求書等の様式に規定する請求者本人確認書類のうち、健康保険被保険者証を削るものでございます。

それでは、第41号議案を御覧いただきまして、2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

開示の方法等について規定しております第20条につきまして、一番下の行から裏面にかけて第3項がございます。第40号議案と同様に、文書又は図画においてスキャナにより読み取

った電磁的記録を複製した光ディスクの交付により、保有個人情報の写しの開示を行うことができることといたします。

また、新旧対照表の次に、保有個人情報開示請求書の新様式をつけてございます。さらに、その次には、同じ請求書の旧様式をつけてございます。

旧様式の中段に、3、本人確認等という部分がありまして、イ、請求者本人確認書類に規定しておりました健康保険被保険者証を削除いたします。新旧を対照をしていただくと、その部分が削除となっていることが分かるかと思えます。

同様に、さらにその次に保有個人情報訂正請求書、さらにその次には、保有個人情報利用停止請求書の新旧をそれぞれつけてございますが、同様に改正を行っていくものでございます。

附則ですが、この規則は、令和7年10月1日から施行いたしますが、様式の改正につきましては、同年12月2日から施行いたします。

また、経過措置といたしまして、この規則による改正後の第20条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に教育委員会に対して行われる開示請求について適用し、同日前に行われた開示請求については、なお従前の例による旨を規定します。

また、この規則の施行の際、改正前の様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる旨も規定してございます。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第41号議案の提案理由です。

個人情報の保護に関する法律の規定による保有個人情報の写しの交付等について、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第42号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容について御説明いたします。

主な改正内容は2点でございます。

1点目は、5月に行った第2回臨時会において御審議いただきました、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に係る内容でございます。

条例改正により新設されました妊娠・出産等についての申出をした職員及び3歳に満たな

い子を養育する職員に対する、出生時両立支援制度等、育児期両立支援制度等に係る情報提供、意向確認等に関する必要な事項について規定するものでございます。

2点目は、法改正により、部分休業を取得可能な時間について、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いが廃止されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

それでは、第42号議案を御覧いただけますでしょうか。3枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

中段に介護休暇について規定している第30条第12項と、介護時間について規定している第30条の2第2項につきましては、正規の勤務時間の始め又は終わりに承認することができる」と規定しているところ、当該部分を削除するものでございます。これらの条におけるほかの改正部分につきましては、所要の改正を行うものでございます。

また、新旧対照表の2ページ、裏面にお進みいただき、妊娠、出産等について申出をした職員に対する意向確認等として、第30条の7では、出生時両立支援制度の内容として、育児短時間勤務、部分休業等11の制度又は措置を規定いたしまして、第30条の8では、申出職員に知らせる内容として、出生時両立支援制度等やその請求先、申告先又は申請先等を規定しております。

第30条の9では、出生時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等の周知、意向確認を行う方法として、面談、書面の交付、電子メール等の送信を、第30条の10では、意向確認の内容として、始業又は終業の時刻、勤務の場所、業務量の調整等を規定しております。

また、第30条の11では、育児期両立支援制度等の周知、意向確認を行う期間を子が1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間と規定し、第30条の12では、育児期両立支援制度の内容として育児短時間勤務、部分休業等8つの制度又は措置を規定し、第30条の13では、対象職員に知らせる内容として、育児期両立支援制度等やその請求先、申告先又は申請先等を規定してございます。

附則でございますが、この規則は令和7年10月1日から施行いたします。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第42号議案の提案理由でございます。

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第43号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正

する規則」について、御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について御説明いたします。

法改正により育児部分休業の日単位での取得が可能となることに伴い、欠勤等日数の換算に係る規定に育児部分休業を加えるものでございます。

それでは、第43号議案を御覧いただけますでしょうか。2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。2ページを御覧ください。

欠勤等日数について規定しております第5条の第1項につきまして、第12号の部分に育児部分休業を追加するものでございます。そのほかの改正部分につきましては、この改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

附則でございますが、この規則は令和7年10月1日から施行いたします。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第43号議案の提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第44号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について御説明いたします。

第43号議案と同様でございますけれども、法改正により、育児部分休業の日単位での取得が可能になることに伴い、欠勤等日数の換算に係る規定に育児部分休業を加えるものでございます。

それでは、第44号議案を御覧いただけますでしょうか。

2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。2ページを御覧ください。

欠勤等日数について規定しております第5条の第1項につきまして、第12号として育児部分休業を追加するものでございます。ほかの改正部分につきましては、この改正等に伴い、

所要の改正を行うものです。

附則でございますが、この規則は令和7年10月1日から施行いたします。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第44号議案の提案理由です。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第39号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第39号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第39号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第40号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

こちらもよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第40号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第40号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第41号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第41号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第41号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第42号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第42号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第42号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第43号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特にないようですので、討論及び質疑を終了します。

第43号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第43号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第44号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特にないようですので、討論及び質疑を終了します。

第44号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第44号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了といたします。

- 
- ◆ 報告1 令和7年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
  - ◆ 報告2 小学校特別支援教室「まなびの教室」拠点校及び巡回校の再編について
  - ◆ 報告3 新宿区立図書館における区民優先サービスの導入（変更）について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告3について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、報告1の資料に基づきまして、令和7年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨を御紹介させていただきます。

まず、日本共産党新宿区議会議員団になります。

1の不登校児童・生徒の支援についてということでございます。

(1) 予定されている不登校対策イベントについて、今年度は1回とされているけれども、

開催回数を増やしてはどうかという御質問です。

答弁としては、2段落目になりますけれども、本イベントは初めての試みであり、まずは実施内容や成果等を踏まえ、今後の対応について検討していきますと答えてございます。

(2)については、スクールソーシャルワーカーを中学校に全校配置すべきではないかという御質問です。

答弁としては、今年度から現在5名に増員したことできめ細かい支援を行っていることから、現時点では中学校全校配置についての考えはないとお答えをしております。

(3)不登校の児童・生徒のいる保護者を孤立させない対応について見解を伺うという御質問です。

答弁としては、区ホームページでの情報の掲載や保護者のためのガイドブックの作成等々で、保護者への支援につなげている。

今後も引き続き、様々な取組を通して、保護者を孤立させない対応に努めるとお答えをしております。

(4)フリースクールを利用する保護者の経済的負担軽減として、当面、都の補助を超える残りの費用を区が支援してはどうかという御質問です。

答弁としては、現時点で区独自に助成することは考えていないとお答えをしております。2ページにまいりまして、(5)になります。

現在の学習指導要領への受け止めと国への改善要望についての見解を伺うという御質問です。

答弁としては、現行の学習指導要領は、主体的・対話的で深い学びの視点で授業改善を進めることで、児童・生徒の思考力や判断力、表現力などを育てる方向性が示されていると認識している。国に改善は求めないが、その動向を注視していくとお答えをしております。

(6)各自治体独自の少人数学級の実施について、教育委員会の評価を伺うという御質問です。

答弁としては、少人数とすることの効果等については、慎重に見極めていく必要があると考えているとお答えをしております。

(7)30人以下学級の実施を都に求めるべきと考えるかという御質問です。

答弁としては、都に求めていく考えはないとお答えをしております。

(8)「教員残業代ゼロ制度」を廃止し、少なすぎる教職員を計画的に増員するよう、国に求めるべきと考えるかという御質問です。

答弁としては、衆議院における法改正の審議の中で、教員の時間外勤務を月平均30時間程度に減らすことを目標とする附則が追加されるなど、教職調整額をめぐる課題については、様々な議論があることは承知している。今後も国における動向を注視する必要があると考えており、国に要望することは考えていないとお答えをしております。

なお、教員の増員については、東京都に要請をしていくとお答えをしております。

3 ページ目を御覧いただきまして、新宿未来の会、たなえ議員になります。

1、図書館の区政運営におけるさらなる積極的活用についてです。

(1) 「図書館を使った調べる学習コンクール」について、どのような想いを背景としているかという御質問です。

答弁としては、身近な疑問や不思議に思うこと、興味があることなどテーマを決め、図書館などで調べまとめることで、自己解決能力の育成と向上を目指しているとお答えをしております。

(2) 新宿区の歴史や文化に関する資料を図書館が保存するということについて、どうお考えかという御質問です。

答弁としては、新宿区立図書館では新宿区全般の資料を積極的に集めている。しかしながら、全ての区立図書館で所蔵することは難しい現実もある。新宿歴史博物館もあることから、図書館と博物館で連携し、今後も歴史や文化の資料を集めていくとお答えをしております。

(3) 「図書館を使った調べる学習コンクール」の応募資格は、新宿区在住または在学者に限られているが、ト一横の若者たちの参加のバックアップの検討について、見通しを伺うという御質問です。

答弁としては、全国の図書館を使った調べる学習コンクールでは、「お住まいの市区町村で地域コンクールが開催されている場合は、必ずそちらに御応募ください」とされているというところがございます。

こうしたことから、ト一横の若者たちは、住所地・在学地の確認が困難であるため、参加のバックアップは難しいと考えているとお答えをしております。

(4) 新宿区立中央図書館区役所内分室の歌舞伎町図書館への格上げと、酒場資料のアーカイブなどの可能性についてという御質問です。

答弁としては、区立図書館で酒場資料のアーカイブをつくる予定はないが、多くの区民や観光客が訪れる繁華街・学生街に関する資料の収集に努めるとお答えをしております。

一般質問のかなくば議員になります。

1、間接的被害者への新たな配慮についてということで、メディアリテラシー教育を「新宿区版G I G Aスクール構想」の中で取り入れていくことが現実的であるとする見解を伺うという御質問です。

4ページ目を御覧いただきまして、答弁になります。

各区立学校では、新宿区版G I G Aスクール構想において、情報活用能力の育成のために、情報モラル・情報セキュリティ等への理解を位置づけ、メディアリテラシー教育を行っています。また、これまでも小・中学校では、情報モラル教育出前授業を実施しているとお答えをしております。

一般質問、えのき議員の御質問の1、食育の推進について、(1)子どもの朝食欠食の現状と課題について、どのように捉えているかという御質問です。

答弁としましては、毎日朝食を食べていると回答した区立学校の児童・生徒の割合は、全国平均と比較すると、小学校で1.3ポイント、中学校で2.8ポイント下回っており、成長期における朝食や生活習慣の確立の重要性について、保護者の理解を得られるよう働きかけていくことが課題であると捉えているとお答えをしております。

(2)朝食を欠食する子どもを減らすための方策とその予防、親に対する健康教育及び食育の普及啓発方針と課題について見解を伺うという御質問です。

答弁としましては、朝食欠食等の食習慣の改善については、保護者の理解と家庭の協力が得られるよう、継続して働きかけていくことが大切である。教育委員会では、引き続き教育委員会が作成している学校食育計画を活用するなど、関係機関と連携して食や生活習慣の重要性に関する情報を発信することで、健康教育及び食育の推進に取り組んでいくと答えてございます。

一般質問、伊藤議員。1、人と技術についてでございます。

分身ロボットの導入についてどのようにお考えか伺うという御質問です。

答弁としましては、分身ロボットについては、特別支援学校等で活用が行われている事例については承知をしている。引き続き、他の自治体における分身ロボット導入の成果と課題を注視するとともに、様々な情報通信技術を適切に活用することによって、入院や療養中であっても学びを継続し、社会的なつながりを確保できるよう努めていくとお答えをしております。

Ⅲ、立憲民主党・無所属クラブ、代表質問、山口議員からの御質問です。

1つ目の、外国にルーツを持つ子どもたちへの支援についてでございます。

(1) 通常学級における学習の支援のあり方にどのように多言語・多文化の視点を取り入れているのか。また、学校内における連携体制、日本語指導担当教員の人員配置についての見解を伺うという御質問です。

答弁としましては、各小・中学校では、児童・生徒の日本語の習得状況に応じてタブレット端末の翻訳機能等を活用したり、学校生活で使用する文房具や学校内の場所の写真を見せたりするなど、言語の違いによる負担が軽減されるよう個別の支援を行っている。

外国から児童・生徒が転入した際は、クラス担任や管理職は、児童・生徒及び保護者と面談を実施し、日本語の習得状況や学習の定着状況について確認をしている。また、教科担任はそれぞれの学習活動の様子から、児童・生徒の日本語の習得状況を判断し、校内で共有している。母語を使った日本語指導を必要とする場合には、教育センターの国際理解室に日本語初期指導の申込みを行い、必要な支援が受けられるようにしているとお答えをさせていただきます。

(2) になりますけれども、一番最後の行になります。外国にルーツを持つ子どもたちへの支援のあり方について、教育委員会の方針を伺うという御質問です。

答弁としましては、外国等から転入した園児、児童・生徒を対象として、母語を使って指導する日本語初期指導を行っている。また、放課後等に日本語による教科指導及びそれに必要な日本語の指導を行う日本語学習支援も、原則として140時間まで行っているとお答えをさせていただきます。

(3) になります。教育委員会として、進学支援の現状と今後の対応を伺うという御質問です。

答弁としましては、日本語での日常会話はできても、学習言語が不足しているために、学習内容を理解することが難しい中学3年生を対象に、毎週水曜日に年間35回程度、学習状況に応じた教科指導を行い、高等学校等への進学を支援しているとお答えをさせていただきます。

IV 日本維新の会・新宿区議団になります。

代表質問、古畑議員の御質問の1、本庁舎の移転についてです。

中央図書館区役所内分室について、単独で図書館法が求める施設に整備しなかったのはなぜかという御質問です。

答弁としましては、図書館法が求める全ての事業を分室内で実施することは難しいことから、条例で分室と位置づけて運営している。

区役所内分室については、引き続き区政情報の提供など、区民の利便性向上に努めていく

とお答えをしております。

一般質問、おやまだ議員。1、時代に即した教育現場の実現についてです。

英語教育を強化したモデル校の設定など、段階的導入を検討する考えはあるか、見解を伺うという御質問です。

答弁としましては、これまでの取組を述べた上で、現時点ではモデル校などの設定をすることは検討していないが、引き続き児童・生徒が英語を使って自分の考えを主体的に伝えることができるよう、全ての学校において英語に触れる機会の確保に取り組んでいくとお答えをしております。

(2) 生成A I の教育活用について、区教委で独自の活用指針やガイドラインを策定する予定はあるかという御質問です。

答弁、2段落目になります。現時点では、独自の活用指針やガイドラインを策定する予定はないが、文部科学省のガイドラインや先行事例などを参考に、生成A I の適切な利活用について研究を進めていくとお答えをしております。

(3) 生成A I 活用について具体的なロードマップや数値目標を設定しているのかという御質問です。

答弁としましては、生成A I を含め、I C T の活用状況や児童・生徒の発達段階は各区立学校で異なることから、具体的な数値目標を教育委員会として示す予定はないが、教員が校務や教材準備等、活用場面を想定し、利便性や懸念点を理解した上で、生成A I を含め、タブレット端末等のI C T 機器の有効活用が図られるよう、今後も研修等の充実に努めていくとお答えをしております。

(4) 生成A I を子どもたちの探究心や創造力を育む授業への導入を検討すべきと考えるが、教育委員会の見解を伺うという御質問です。

答弁としましては、児童・生徒が生成A I を学びの道具として活用するために、まず生成A I の仕組みについて理解するとともに、学びに生かす力を高めていくことが大切である。そのためには、教員が児童・生徒の発達段階や情報活用能力の育成状況に留意することや、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で、生成A I の授業への導入を考える必要があるとお答えをしております。

(5) 教員による生成A I 活用について、新宿区の現状と今後の考え方を伺うという御質問です。

答弁としましては、生成A I を校務で活用することは、校務の効率化や質の向上等、働き

方改革につなげていくことが期待できる。各区立学校では、ガイドラインの内容や生成AIパイロット校の取組を参考に、実態に合わせた効果的な活用について研究をしているとお答えをしております。

次に、VI自民・参政クラブ、代表質問、石川議員の御質問です。

1、激動する社会経済の変化に対応する区政運営についてです。

令和5年度から対象となっている「小・中学校の部活動の指導業務」の進捗状況について伺うという御質問です。

答弁としましては、令和5年度は、中学校9校、小学校10校、計33部活、令和6年度は中学校10校、小学校15校、計65部活に部活動指導員を配置し、令和7年度も昨年度と同数の部活動指導員を配置しているということで、専門性が高く安定した部活動指導員を配置することで、教員の負担軽減につながっているとお答えをしております。

9ページを御覧ください。2、誤解を招く偽情報の拡散時の対応についての御質問です。

子どもたちに対し、デジタル技術の負の側面も教えていってほしいと思う。教育委員会の見解を伺うという御質問です。

答弁としましては、教育委員会では、子どもたちがSNSやインターネット上における真偽不明の情報を鵜呑みにしないこと、生成AIから生まれる可能性のある事実関係が不明な情報を取捨選択すること、長時間利用による健康被害があることなどを、正しく理解し、考え、行動する力を養うことは、これからのデジタル社会を生き抜く上で大切な力と考えているとお答えをしております。

3、ギャンブル依存症についてです。ギャンブル依存症への理解を深めるための啓発活動における学校教育での取扱いについて伺うという御質問です。

答弁としましては、各学校では、情報モラル教室等の時間に、インターネット利用に係る危険性について取り上げているほか、小学校体育科・中学校保健体育科の保健分野では、インターネット依存に関する知識や相談窓口の周知を行っているとお答えをしております。

次に、VII新宿区議会公明党になります。代表質問、野もと議員の質問です。

1、今後の区立幼稚園のあり方について。（1）直近では学級編制に至らない幼稚園が発生しているけれども、今後の区立幼稚園の運営についてどのような視点で取り組まれているのか伺うという御質問です。

答弁としましては、区立幼稚園の園児数は、過去10年において、平成30年度をピークに820名から令和7年度は386名に減少している。

こういう状況においても、区立幼稚園が持つ地域の中での子どもたちの育ちや、小学校との連携といった特色に魅力を感じる保護者に対して、幼児教育を提供していく必要があると考えているとお答えをさせていただきます。

(2) 区立幼稚園の預かり保育の利用状況と実施園の拡大について展望を伺うという御質問です。

答弁としましては、1日の定員に対する利用率は5割を下回る状況で推移をしている。このような現状から、実施園の拡大については、利用状況を踏まえながら検討していくとお答えをさせていただきます。

(3) 令和8年度から「こども誰でも通園制度」の実施が義務付けられているけれども、区立幼稚園について検討されていることがあれば伺うという御質問です。

令和8年度からスタートする「こども誰でも通園制度」は、対象年齢がゼロから2歳となっており、区立幼稚園の対象学齢とは異なるが、現在、子ども家庭部と連携して検討を進めているとお答えをさせていただきます。

(4) 今後の区立幼稚園の園児数の見込みや規模について、教育委員会としてどのようにお考えかという御質問です。

答弁としましては、近年の出生数の減少、就学前児童の保護者の共働き率などの社会経済状況を踏まえると、今後も園児数が減少していくことを見込む必要があると考えている。

教育委員会では、これまでも区立幼稚園における子どもの健やかな育ちのため、効果的な集団保育を行える環境を保つよう、取組を進めてきた。

今後も地域の幼児人口や学級編制の状況、私立幼稚園も含めた区立幼稚園の地域バランスなどを踏まえ、これまでの質の高い幼児教育を提供し続けていくよう、幼稚園の規模も含めて検討を進めていくとお答えをさせていただきます。

御報告は以上になります。よろしく申し上げます。

○教育支援課長 それでは、報告2の資料を御覧ください。

小学校特別支援教室「まなびの教室」拠点校及び巡回校の再編についてでございます。

これまで発達障害等のため特別な指導を必要とする児童のために、平成28年度に各小学校に特別支援教室「まなびの教室」を設置し、区立小学校3～4校を1つのブロックといたしまして、その中に1校の拠点校を設け、拠点校に配置された教員がブロック内の学校を巡回し、指導を行ってまいりました。

このたび、利用児童数が増加傾向にあること等を考慮いたしまして、児童に対し、よりき

め細かい指導を行うため、令和8年度から「まなびの教室」拠点校及び巡回校の再編を下記のとおり実施するものでございます。

記書き以下、項番1番を御覧ください。

「まなびの教室」利用児童数の推移でございます。こちら各年度5月1日現在の数値でございます。平成28年度は利用児童数が214名、全児童に対する割合が2.5%ございました。これが今年度令和7年度でございますが、利用児童数が484人ということで約2倍以上、それから全児童に対する割合も4.9%というところで、約2倍になっているところでございます。

2の再編内容でございます。

まず、現在の拠点校及び巡回校でございますが、拠点校は全部で9校でございます。No.1から9までの一番左側に書いてある学校が拠点校でございます。例えば1番目の市谷小学校でございますが、市谷小学校における利用児童数は23名、市谷小学校が巡回校としております津久戸小学校の利用児童数が16名、愛日小学校が14名というところでございます。合計いたしますと、利用児童数が53名で、教員ですけれども、5名配置されております。教員の配置は12対1の割合で配置をされております。担当している学校数としましては3校でございます。

2ページ目を御覧ください。

2ページ目が、再編後の拠点校及び巡回校のイメージでございます。人数については、想定でございます。

表の下の米印のところをまず御覧いただきたいと思っております。

天神小学校及び鶴巻小学校を拠点校から巡回校に変更いたしまして、拠点校を9校から7校に変更いたします。それから、ブルーの網掛けになっているところにつきましては、拠点校が変更になる巡回校でございます。合計で9校でございます。今申し上げました再編のイメージは別紙のとおり地図で示させていただいているとおりでございます。

項番3番、再編の効果等でございます。

拠点校ごとの教員数を増員することによりまして、次の効果が期待できます。

1つ目、各校の状況に応じた巡回日数、授業時間数、巡回教員数の編成が可能となり、巡回教員と児童の在籍クラス担任との情報共有及び連携を今まで以上に取りやすくし、児童の目標達成につなげていくことができます。

2つ目、「まなびの教室」利用時の児童の姿だけでなく、行事や在籍クラスでの様子、友

達との関わり等、様々な児童の姿を観察し、指導に活かしていくことができます。

3つ目、地域性等を考慮しつつ、可能な限り拠点校に配置する教員を集約することにより、複数の教員による指導体制を取ることが可能となり、またOJTによる教員の指導力の向上をより一層図ることができます。

4つ目、「まなびの教室」拠点校及び巡回校の再編に係る周知等（予定）でございますが、7月に文教子ども家庭委員会に御報告いたしまして、その後、各小学校にお知らせを配付いたします。それから、広報新宿、公式ホームページ、SNS等で周知を行ってまいります。

8月に、次年度新入生向け過去案内冊子の送付時にお知らせを同封させていただきます。11月、しんじゅくの教育への掲載を予定しておりまして、4月に再編の実施をさせていただきたいと思っております。

御報告、以上でございます。

○中央図書館長 報告の3、新宿区立図書館における区民優先サービスの導入（変更）についてでございます。

現在、利用登録が可能な方は、都内在住者及び区内在勤者・在学者としてございます。

これまでは、利用制限の区分を設けておりませんでした。他区の区民優先サービスの導入の状況ですとか、区内在住者からの要望を鑑みまして、新たに下記の2点について、導入変更をするものでございます。

なお、区民優先サービスとして、「電子書籍貸出サービス」を今年1月15日からスタートしているものでございます。

記書きの1番目、区民優先サービスの対象者としましては、区内在住・在勤・在学者とさせていただきます。こちらは、以下区民と言わせていただきます。新たな区民優先サービスの導入変更日でございますけれども、今年の10月1日を予定してございます。

新たに導入（変更）するサービスは、2つございますが、（1）としまして、未所蔵資料のリクエスト。こちらにつきましては、新宿区立図書館に所蔵のない資料（図書・雑誌）について、新規購入や相互貸借（他の自治体から借り受ける）のリクエストを区民のみ受け付けることに変更するものでございます。

なお、CD・DVDなどの視聴覚資料のリクエストは、従前から行ってございません。

（2）としまして、新着資料の予約でございます。

新たに新宿区立図書館の所蔵となった資料（図書・視聴覚・雑誌）については、貸出可能日から翌月の同日までの期間を「新着資料」として取り扱ってございます。この「新着資料」

扱い期間の予約を区民のみに変更するというものでございます。

次に、4番の理由でございます。1つ目の未所蔵資料のリクエストの理由でございますけれども、区民外の方からのリクエストを受け付けないように変更することで、区民からのリクエスト増を図りたいと考えてございます。

また、相互貸借で、都外から資料を取り寄せる郵送等の経費は、新宿区の負担となっております。（2）こちらにつきましては、新着資料の予約でございますけれども、区民以外の方の予約により、区民に長期間予約をお待ちいただく状況を改善したいというものでございます。

5番の周知方法でございますけれども、広報新宿（8月25日号）、図書館ホームページ、チラシ、ポスター、窓口での案内で周知を行う予定でございます。

6番の今後のスケジュールでございますけれども、今日9日、文教子ども家庭委員会に報告をいたしまして、8月25日に広報新宿掲載、10月1日に新たなサービスの導入（変更）をする予定でございます。

その他としまして、23区の区民優先サービスの状況を別紙としてつけさせていただいております。

サービスの開始を令和7年10月1日とする理由でございますけれども、令和4年10月1日から登録要件の確認を始めてございます。更新期間を3年と定めたことから、利用登録者全ての登録要件確認が完了する令和7年10月1日ということで、サービス開始年月日を定めたものでございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** 説明が終わりました。まず、報告1について、御意見、御質問のある方は、お願いをいたします。

○**的場委員** 7ページ、8ページでおやまだ議員が生成AI活用について触れていらっしゃいますけれども、昨日訪問した小学校では、生成AIを子どもたちに体験してもらい、それをもとに使う場面、使わないほうがよい場面を考え、意見を出し合っていく指導を行っており、非常によい授業だと感じました。

今後もデジタル機器を単に危険だから遠ざけるのではなく、上手に付き合っていくためにはどうすべきかを考えさせる機会を子どもたちに設けていただきたいと思います。

以上でございます。

○**教育長** 答弁は求めますか。御意見ということでよろしいですか。

○的場委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方は、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特にないようでございますので、討論及び質疑を終了します。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方は、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特にないようですので、討論及び質疑を終了します。

---

◆ 報告4 その他

○教育長 次に、報告4、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 以上で報告事項を終了します。

---

◎ 閉 会

○教育長 本日の教育委員会を閉会いたします。

---

午後 2時45分閉会